

イノベーション実現のために



自先の利益VS社会の恩恵

閉塞感のある長期不況を打開するためにはイノベーション（技術革新）が不可欠だと  
いう。とはいえ、それではイノベーションとは、どのように  
に実現するのだろうか。

新は、その最初の動きが特定の企業などに占有されるのではなく、広く社会に共有され初めて意味のあるものになる。

的な調整が中断し、資源配分はゆがむ。それだけでなく、競合する企業の研究開発に投じられた資源を無意味化し、大きな社会的なコストを発生させることばかりである。いいことばかりと

## 新たに選ばれた主な 戦後日本のイノベーション

1965年 電子レンジ  
 69年 レトルト食品  
 73年 産業用ロボット  
 76年 家庭用ビデオ  
 81年 イベルメクチン(熱帯感染症治療薬)  
 86年 プレハブ住宅  
 88年 薄型テレビ  
 91年 リチウムイオン電池  
 93年 道の駅  
 96年 DVD  
 99年 多機能携帯電話  
 2000年 リサイクル・リユース

公益社団法人発明協会が発表した  
= 2016年6月15日

だからといって保護を与える  
なければ、営利企業は高リス  
クの研究開発に挑戦しないと  
いう反論がすぐ出てくるだろ  
う。企業の成長が社会の進歩  
に直結するのであれば、保護  
は正当化される。しかし、本  
当にそうだろうか。成功者の  
利益は、開発に破れた企業が  
失った利益を独り占めしてい  
るだけではないのか。

のことなく完成することは少ない。それほどに科学技術や知識の体系は複雑に関連し合ふ、相互に依存し合っている。だとすれば、できるだけ多くの人に新しい知識の利用の道を開き、衆知を集められるようにすることの方が、企業の目先の利益は減つても、社会全体が受ける恩恵ははあるかに大きくなるのではないか。新しい発見・発明を社会の進

最初の成功者が常に開発に成功し続けるわけではない。利益の独り占めは研究開発の継続性を脅かすかもしれない。

歩につなげる、眞のイノベーションとするためには、目先の企業の利益に拘泥せずに、追随者の発生を促す仕掛けの

既存の製品の新しい利用方法の発見や製造方法の改良などさまざまなかasesが含まれる。そんなことが起これば何かが変わりそうだが、発明や発見だけで社会を変える力が果たしてあるのか。

を認めるこことによって、保護期間中に特別な利益を開発者は得ることができるからだ。

まり他の知的財産権に抵触す

(東京大名誉教授 武田 晴人)

誰でも分かることは、変化